

## 「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果

### I 調査設計

#### 1. 調査目的

令和3年1月より開催した「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、今後の障害児入所施設における円滑な移行の在り方を検討するための基礎資料として活用することを目的に調査を実施。

#### 2. 調査項目

福祉型・医療型障害児入所施設の移行状況

施設及び都道府県・指定都市・児童相談所設置市の取組みの実態把握

#### 3. 調査方法と調査期間

調査方法：国より都道府県（47）、指定都市（20）、児童相談所設置区市（6）に電子メールによる調査票の配布・回収

該当の施設には、管轄自治体により調査依頼をし、調査票を回収したうえで、国に電子メールで回答

調査期間：令和3年2月2日～2月22日

（令和2年4月1日～令和3年1月31日の状況について調査を実施。）

※調査票2【個票（別紙3）】については令和3年31日以降の予定について調査を実施。

#### 4. 調査対象と回答数

調査対象：すべての障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）525箇所

・福祉型：253箇所

・医療型：272箇所（内、指定発達支援医療機関89箇所）

※箇所数：都道府県・指定都市・児童相談所設置区市回答に基づき記載

回答数：全 体：505箇所（回答率：96%）

福祉型：242箇所（回答率：96%）／医療型：263箇所（回答率：97%）

## Ⅱ 調査結果

### 1. 調査票【施設票（別紙1、別紙2）】

※年齢については、いずれも令和2年度内に到達する年齢として整理。

#### (1) 入所者の年齢別、契約・措置別の状況【質問1】

図表1〔福祉型〕(n=1554)

年 齢	人 数(人)			
	契 約		措 置	
	男	女	男	女
18歳(在学)	261	87	303	175
18歳(在学無)	26	7	15	8
19歳	46	18	66	37
20歳～29歳	186	78	19	10
30歳～39歳	89	25	/	/
40歳～49歳	63	23		
50歳～59歳	7	2		
60歳～69歳	1	1		
70歳～	1	0		
合計	680	241		

図表2〔医療型〕(n=301)

年 齢	人 数(人)			
	契 約		措 置	
	男	女	男	女
18歳(在学)	122	74	29	36
18歳(在学無)	7		2	1
19歳	6	3	12	8
20歳～29歳	1		/	/
30歳～39歳				
40歳～49歳				
50歳～59歳				
60歳～69歳				
70歳～				
合計	136	77	43	45

(2) 令和2年度中に18歳以上となる者の移行状況及び移行先【質問2】

福祉型の移行先については契約児童：障害者支援施設約6割、共同生活援助約2割、家庭約1割の順に多く、措置児童：共同生活援助約6割、障害者支援施設約3割となっていた。

医療型の移行先については療養介護が契約児童：約8割、措置児童：約6割となっていた。

図表3〔福祉型〕(n=1588)

(人)

年齢区分 (※)	①移行先が 決まっていない 人数		②移行した人数 ③移行先が決 まっている人数 (a+b+c+d+e)		移行先(内訳)									
					(a) 障害者 支援施設		(b)共同生活 援助		(c)療養介護		(d)家庭		(e)その他	
	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置
18歳(在学)	65	83	291	366	108	78	101	226	1	2	69	27	12	33
18歳(在学無)	7	7	20	15	2	2	2	8			16	2		3
19歳	32	52	38	58	20	26	15	25			2	2	1	5
20歳～29歳	132	3	169	27	130	11	28	13			5	3	6	
30歳～39歳	53		71		59		6						6	
40歳～49歳	27		60		53		6						1	
50歳～59歳	6		3		1				1				1	
60歳～69歳	2													
70歳～	1													
合計	325	145	652	466	373	117	158	272	2	2	92	34	27	41

※ 「①移行先が決まっていない人数」の合計470人の都道府県別の内訳は別添のとおり。

図表4〔医療型〕(n=298)

(人)

年齢区分 (※)	①移行先が 決まっていない 人数		②移行した人数 ③移行先が決 まっている人数 (a+b+c+d+e)		移行先(内訳)									
					(b) 障害者 支援施設		(b)共同生活 援助		(c)療養介護		(d)家庭		(e)その他	
	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置
18歳(在学)	13	19	184	43	14	8	1	2	145	26	17	2	7	5
18歳(在学無)		2	4	1					4	1				
19歳	2	6	8	14	3	4		1	5	7				2
20歳～29歳			2						2					
30歳～39歳														
40歳～49歳														
50歳～59歳														
60歳～69歳														
70歳～														
合計	15	27	198	58	17	12	1	3	156	34	17	2	7	7

(3) 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに当該施設で主催された  
移行に向けた連絡調整（ケース会議含む）等の参加状況【質問3】

会議の内訳は福祉型：情報共有（これから18歳に到達する者）が約4割と最も多く、医療型：ケースカンファレンス・情報共有（これから18歳に到達する者）が約4割となっていた。

図表5〔福祉型〕（施設数：n=161）※複数回答

開催内容	実施数	参集者												合計
		1 自治体 (都道府県)	2 自治体 (市町村)	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援	12 その他	
1.情報共有 (既に20歳を超えている者)	56		18	6	49	19		5	5	3	31	38	9	183
2.情報共有 (これから18歳に到達する者)	244	2	123	136	201	48		51	40	145	111	135	20	1012
3.体制整備 (既に20歳を超えている者)	29		10	4	22	14			8	2	18	18	2	98
4.体制整備 (これから18歳に到達する者)	115		72	77	86	16		40	27	79	57	75	18	547
5.ケースカンファレンス	122	9	74	79	91	19		21	24	71	65	69	14	536
6.その他	65	3	31	35	52	22		19	15	20	29	41	20	287
選択なし	17	1	6	9	4	7		8	3	3	7	8	1	57

図表6〔医療型〕（施設数：n=60）※複数回答

開催内容	実施数	参集者												合計
		1 自治体 (都道府県)	2 自治体 (市町村)	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援	12 その他	
1.情報共有 (既に20歳を超えている者)	0													0
2.情報共有 (これから18歳に到達する者)	38		12	17	25	3	14		1	18	12	6	1	109
3.体制整備 (既に20歳を超えている者)	0													0
4.体制整備 (これから18歳に到達する者)	5		1	2	1					4	4	3		15
5.ケースカンファレンス	40		14	17	20	1	16	1	2	12	13	16	8	120
6.その他	11		1	2	9		1			5	4		4	26
選択なし	10		3	1		1	2			1	3	2	1	14

(4) これまで 18 歳以上（いわゆる過齢児含む）の移行に関する取組みにおいて、円滑に移行調整が行われた事例【質問 4 ※自由記述あり】

図表 7〔福祉型〕

<p>行動特性（自傷、他害行為、無断外出、不潔行為等）の強い方については、体験利用時に施設職員が利用期間中帯同し、支援のポイントを伝達している。</p>
<p>強度行動障害の状態像を示す方が、障害者支援施設への見学、短時間から始めて長い期間での宿泊体験まで、複数回行ったことで、スムーズに移行することができた。</p>
<p>移行に向けてのカンファレンスは、中学生の時に進学先を含めた意向の確認（本人・家族）を実施することが大切。高2の現場実習（企業実習や施設実習）が入るまでカンファレンスを実施しなかったケースは、学校の提供する情報のみとなってしまうため、見立てのずれが生じてしまうことが多々ある。少なくとも、高1の時点で一度は進路に係るカンファレンスを実施しておき、コンセンサスをとっておくことが重要だと考えている。</p>
<p>児童施設入所の頃より、卒業後の進路（住まい）を考える支援者会議を重ねて行い、入所調整会議、ケース会議を経て移行が決まった。</p>
<p>福祉型障害児入所施設 40 人定員を 20 人にし、障害者支援施設(定員 20 人)を併設。これにより 18 歳以上の過齢児を円滑に移行することができ、現在においても同様、移行がスムーズに実施できている状況。</p>

図表 8〔医療型〕

<p>特別支援学校卒業後、家庭に戻ることが難しい状況。本人・児発管・児童指導員・リハ担当者・相談支援事業所・学校と協議を重ねグループホームに入居、就労継続支援 B 型への移行になった。移行前に児童指導員付添いにてグループホームを訪問し、生活に不都合が生じる部分を確認し対応策を検討。就労継続支援 B 型事業所への通所経路も実際に公共交通機関を利用し、本人の行動獲得に向け支援を行い円滑に移行することができた。</p>
<p>通いたい就労継続支援 B 型事業所が自宅から遠く、福祉ホームに入居しながら通いたい思いがあったが空きがなく、空きができるまで施設入所支援を利用したいと考えていた。しかし、本人の身体機能面から施設入所支援を利用できる区分が出ない可能性があったため、進路の方向性を考える上で早めに区分が分かり支援学校での実習先を検討する上でも参考となるよう、市町への連絡を行い、高校 3 年生の夏になる前に他の同級生よりも早く区分認定を行った。区分 3 と結果が出たため、本人・家族や学校と余裕を持って色々な進路の方向性を考えることができた。結果、年度末に念願の福祉ホームに空きが出たため、希望の進路に行くことができた。</p>
<p>入所相談時より保護者に退所後の意向を聴き取り、半年ごとに確認している。 学校等と連携し、早い段階から施設見学や体験入所を行っている。</p>
<p>特別支援学校高等部卒業のタイミングで「指定発達支援医療機関（医療型障害児入所施設）」から「在宅（在宅障害福祉サービス）」へ移行したケースあり。その際は、当施設をはじめ、特別支援学校、相談支援事業所、在宅サービス事業所と調整及び連携を重ねた。</p>
<p>高等部からは各機関・保護者・施設・学校との連携を図り、会議を行う。 実習に参加する等行うことで、円滑に進路を決定することができた。</p>

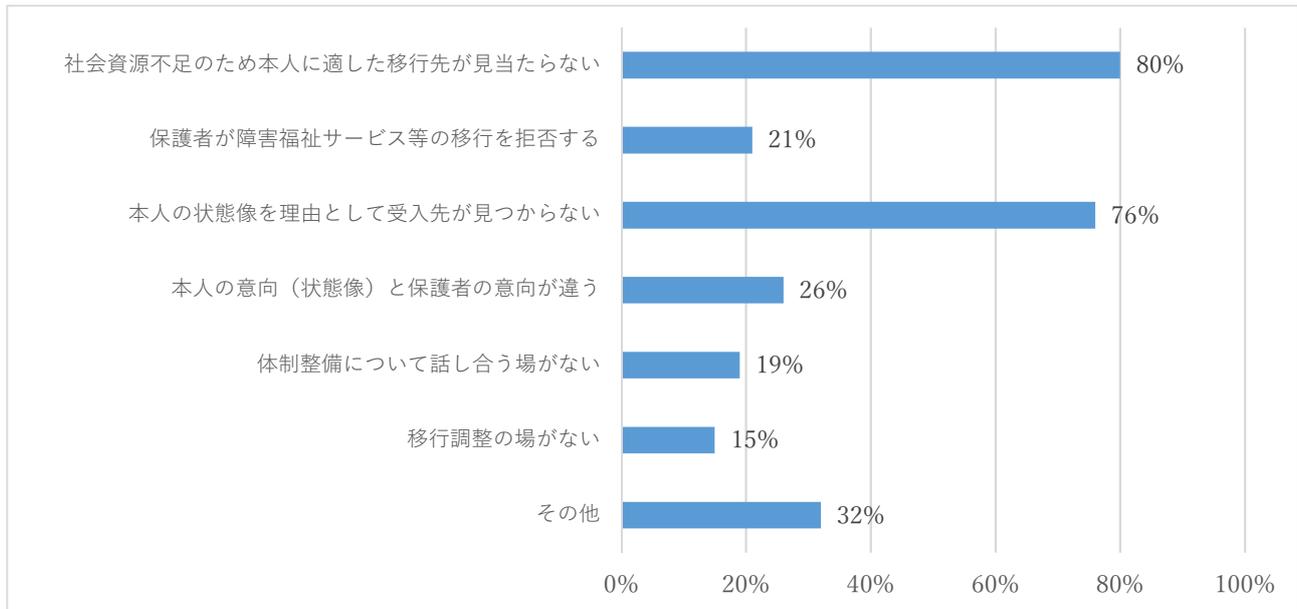
## (5) 18歳以上（いわゆる過齢児含む）の移行を進める上での課題点

### 【質問 5※自由記述あり】

#### 【福祉型】

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

図表 9（施設数：n=186） ※複数回答



図表 10自由記述（※一部を掲載）

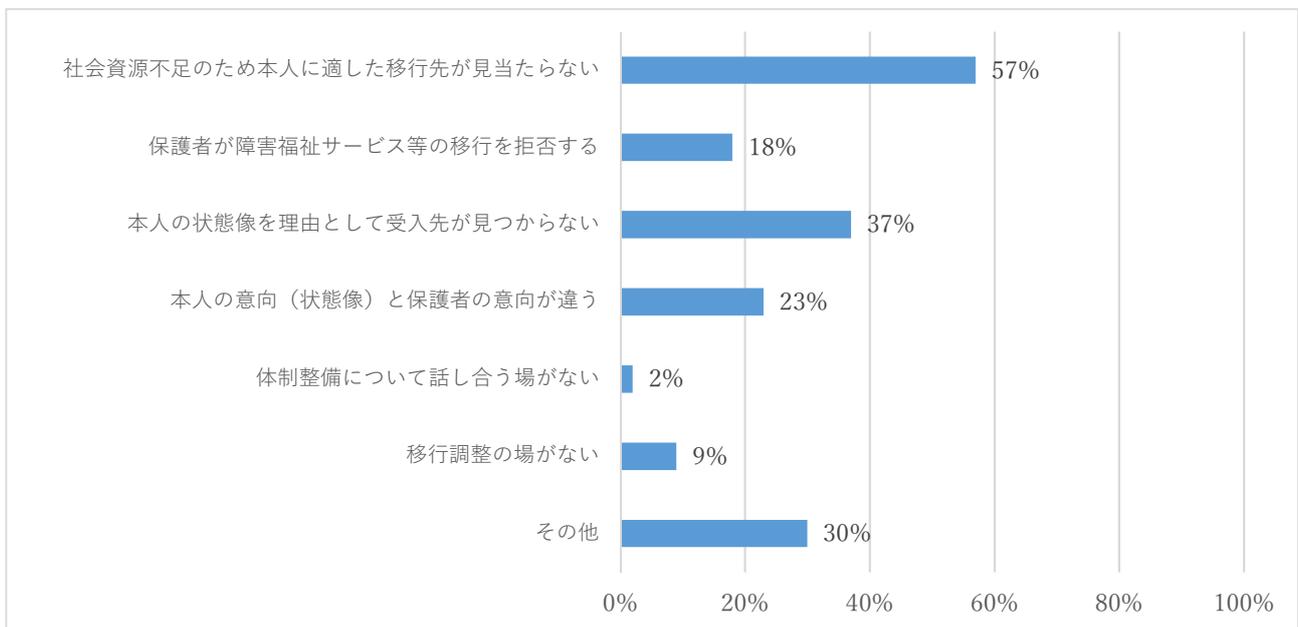
社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	管内の施設（グループホーム・障害者支援施設）は空きが少なくほぼ満員状態であるため、入所を希望している近隣の施設に中々入れない状況にある。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	保護者ができる限り現在入所している福祉型障害児入所施設に居てほしいと希望している為、成人施設に空き情報があっても面接等も応じようとしない。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	成人入所施設における高齢化といった状況に対し、若年齢には開きがありすぎてしまい生活空間などにおける本人のニーズが課題。
本人の意向（状態像）と保護者の意向が違う	虐待の事例で幼いころから措置入所しており、保護者が退所後に引き取りたいと強く要望している。

<p>体制整備について話し合う場がない</p>	<p>18歳到達時の地域移行についてのシステム構築を行うことが課題である。地域移行に際し、児童相談所主体で動くことはまれであり、施設側からの要請により児童相談所、支援機関が動き始めることがほとんどである。また、児童相談所の担当者により取り組みが違ふこと、数年ごとに担当者が異動することも要因の一つであると思われる。支援機関においては、利用者が児童施設に入所していることにより、本人の情報が乏しく、移行時に初めて本人の存在を知るということもある。</p> <p>多くの方の移行先となるグループホーム、障害者支援施設においては児童施設の現状についての情報が少ないため、移行時の受け入れ先として積極的な姿勢がみられないこともある。</p>
<p>移行調整の場がない</p>	<p>児童は広域に及んで施設入所しているが、一旦市町から暮らしの場が切り離されてしまうため、地域の子どもとして暮らしを保障する課題意識が醸成されていない。地域の課題として市町の社会資源の有無等の関連性もあるように思うが市町の障害福祉課や相談支援、基幹相談の動きが弱い（評価・評論的）。来年度から配置される施設の地域移行専任者が今後18歳になる前から連携の体制を作っていくことが重要。</p>
<p>その他</p>	<p>移行に関する責任の所在が明確にされていない。</p>

【医療型】

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

図表 11（施設数：n=91） ※複数回答



図表 12 自由記述（※一部を掲載）

<p>社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない</p>	<p>重症心身障害児は18歳の学校卒業後、療養介護への移行がほとんどである。児童の入所理由は医療度が高いことによる保護者の養育負担が主な理由。地域資源が充実しない限り地域移行は難しい。</p>
<p>保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する</p>	<p>慣れた当園への入所継続を希望しており、他施設等への移行が難しい。</p>
<p>本人の状態像を理由として受入先が見つからない</p>	<p>被虐待児で本人の保護目的に保護者との関係が切れている場合、高校卒業後に移行先として他施設と相談した際に「本人と入所契約をしない」「通院などの対応は全て家族にしてもらう」等と言われ、家族親族のキーパーソン不在のケースは話を進めることができない。</p>
<p>本人の意向（状態像）と保護者の意向が違う</p>	<p>虐待事例。本人は高校卒業後に家族と離れての生活を希望したが、母親は同居を希望。本人の能力的には障害者支援施設が適切であったが母親の拒否感が強かったことや施設側から身元保証人として認めてもらえなかったことから難航した。最終的には福祉ホームに入居したが、幼少期より施設入所していたため社会経験不足による日常生活スキルの問題、認知能力不足もあり生活に苦慮している。</p>
<p>体制整備について話し合う場がない</p>	<p>小児期から人工呼吸器の使用など濃厚な医療的ケアが必要で、在宅生活体験が少なく施設入所に至ったケースでは、在宅移行に向けた保護者との継続的な話し合いが十分に行えなかったり、関係機関（児童相談所）を交えて年2回程度、家族との話し合いの機会を持って家族介護力や地域資源の実情から、結果的に18歳を迎えるタイミングで療養介護への移行の検討を行う場合が多い。また、年齢により障害福祉サービスの利用となることは理解していただくことができて、県の療養介護利用調整の仕組みを理解していただくことが難しく、ほとんどの保護者が他の療養介護事業所の利用を望まない。さらに、医療型障害児入所施設と療養介護事業所を一体的に運営している施設では、児童年齢で入所して制度に則って療養介護への移行が行われていけば問題が無いように考えられるが、このような状況では、地域で介護者の高齢化によって実際の在宅生活をしているような方の入所希望に対応することができない。</p>
<p>移行調整の場がない</p>	<p>児者一体施設のためか、移行のための検討機会がない。保護者からの相談もないまま移行されていく。保護者が移行先を探さなくとも自動的に移行できてしまうこと、障害像から移行先の選択肢もほぼ無いこと、移行調整や検討等の場を設けていない施設の体制もその一因と考えられる。</p>
<p>その他</p>	<p>移行調整の役割分担や進捗状況が曖昧になることがある。</p>

## 2. 調査票2【個票（別紙3）】

令和3年3月31日時点において18歳以上で、引き続き障害児入所施設を継続利用する予定の者（療養介護利用者は除く）の状況

### ① 主たる障害種別 図表 13 (n=652) (人)

	1. 知的	2. 自閉症	3. 盲児	4. ろうあ児	5. 肢体不自由児(福)	6. 自閉症(医)	7. 肢体不自由児(医)	8. 重症心身障害
福祉型	609	579	17	4	5	4	0	0
医療型	43	0	0	0	0	2	5	9
計	652	579	17	4	5	6	5	9

### ② 性別 図表 14 (n=652) (人)

	男性	女性	不明
福祉型	430	175	4
医療型	20	23	—
計	450	198	4

### ③ 年齢 図表 15 (n=652) (人)

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
福祉型	303	159	73	64	7	2	1
医療型	43	0	0	0	0	0	0
計	346	159	73	64	7	2	1

### ④ 入所時の年齢 図表 16 (n=652) (人)

	2歳まで	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	70歳～	不明
福祉型	2	87	181	193	85	5	4	1	0	1	50
医療型	9	12	9	7	4	0	0	0	0	0	2
計	11	99	190	200	89	5	4	1	0	1	52

⑤ 主たる障害名（重複する障害名）

図表 17 (n=652) (人)

〈主たる障害〉	福祉型	医療型
1.知的障害	564	2
2.広汎性発達障害	19	0
5.重症心身障害	1	27
6.肢体不自由	1	9
7.精神障害	3	0
8.高次脳機能障害	0	3
9.聴覚障害	4	0
11.視覚障害	2	0
12.反社会的行動	0	1
13.その他	7	1
記載なし	8	0
計	609	43

図表 18 (人)

〈重複している障害名①〉	福祉型	医療型
1.知的障害	19	16
2.広汎性発達障害	120	0
3.注意欠如多動性障害	25	0
4.愛着障害	3	0
5.肢体不自由	23	4
6.精神障害	15	0
7.高次脳機能障害	2	0
8.聴覚障害	2	0
9.言語障害	13	0
10.視覚障害	5	0
11.反社会的行動	9	0
12.その他	35	2

⑥ 手帳の等級

図表 19 (n=652) (人)

療育手帳(等級)	A	B
福祉型	437	140
医療型	29	0

図表 20 (n=652) (人)

身体障害者手帳(等級)	1	2	3	4~7
福祉型	15	13	10	9
医療型	37	4	0	0

図表 21 (n=652) (人)

精神保健福祉手帳(等級)	1	2	3
福祉型	3	4	2
医療型	0	0	0

⑦ 入所時の措置／契約別人数

図表 22 (n=652)

	措置	契約	不明
福祉型	402 人	182 人	25 人
医療型	32 人	11 人	0 人

⑧ 現在の措置／契約別人数

図表 23 (n=652)

	措置	契約	不明
福祉型	185 人	397 人	27 人
医療型	30 人	13 人	0 人

⑨ 支援区分

図表 24 (n=652)

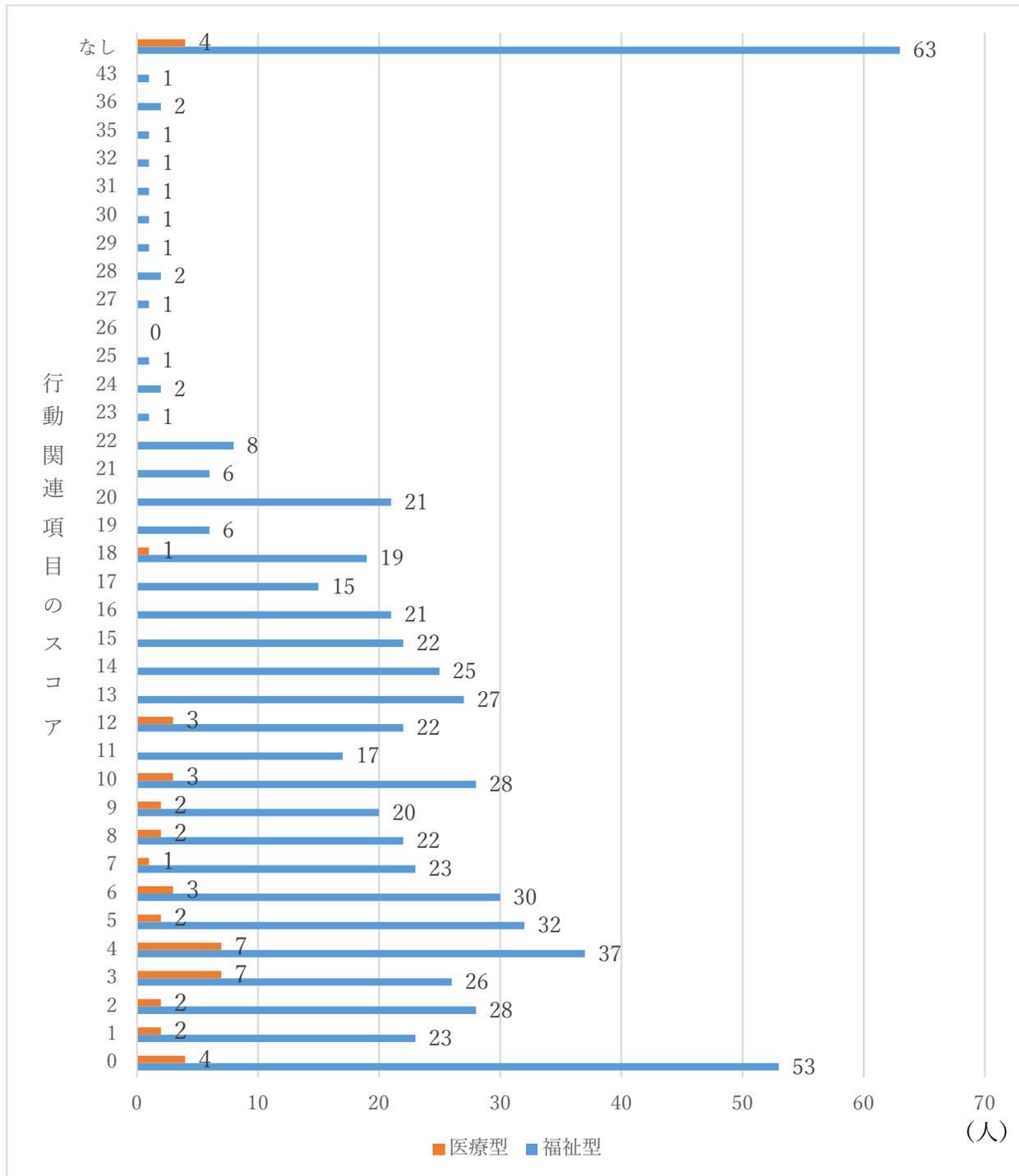
	支援区分	非該当	1	2	3	4	5	6	判定無し	記載なし
福祉型	人数 (人)	16	3	20	56	110	174	123	64	43
	割合 (%)	3%	0%	3%	9%	18%	29%	20%	11%	7%
医療型	人数 (人)	0	0	1	1	0	1	10	23	7
	割合 (%)	0%	0%	2%	2%	0%	2%	23%	53%	16%

※割合 (%) は小数点第 1 位を四捨五入して算出

⑩ 行動関連項目合計点数

0 から 9 のスコア群に 5 割、10 から 19 のスコア群に約 3 割となっている。

図表 25 (n=652)



⑪ 医療的ケア有・無（有りの場合の医療的ケアの内容）

医療的ケア「あり」が72人（11%）、「なし」が502人（77%）で、医療的ケアとして最も多いのが「13.痙攣時管理」で27人（19%）、次に「7.経管栄養」で24人（17%）、「14.その他（服薬支援等）」が24人（17%）、続いて「5.吸引」で17人（12%）となっている。

図表 26 (n=652)

	あり	なし	記入なし
福祉型	40人	492人	77人
医療型	32人	10人	1人

図表 27 (医療的ケアの内訳) ※複数回答 (人)

	1. 人工呼吸器	2. 気管切開	3. 鼻咽喉頭エアウェイ	4. 酸素療法	5. 吸引	6. ネブライザー	7. 経管栄養	8. 中心整脈カテーテル	9. その他注射管理	10. 透析	11. 排尿管理	12. 消化管ストーマ	13. 痙攣時管理	14. その他
〔福祉型〕	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	11	(注)22
〔医療型〕	10	12	2	7	17	13	24	0	0	0	4	1	16	(注)2

(注)「14. その他」の24人のほとんどが服薬支援、記載なし：5人

⑫ 調整状況

23%が「令和3年度中に退所予定」が142人（22%）、「調整中」が264人（40%）、「3ヶ月以内～1年以内に調整開始予定」は82人（13%）、「調整開始時期未定」は134人（21%）となっており、「予定なし」が25人（4%）であった。

図表 28 (n=652)

	福祉型	医療型
1. 令和3年度中に退所予定	139人	3人
2. 調整中	246人	18人
3. 3ヶ月以内に調整開始予定	37人	2人
4. 6ヶ月以内に調整開始予定	13人	0人
5. 1年以内に調整開始予定	29人	1人
6. 調整開始時期未定	124人	10人
7. 予定なし	21人	4人
未回答	—	5人

⑬ 移行が困難な理由 ※複数回答

「3. 障害者支援施設に空きがない」が316人(48%)と最も多く、次いで「1. 問題となっている行動があるため受入れ事業所がない」が166人(25%)となっている。

図表 29 (n=652)

	福祉型	医療型
1. 問題となっている行動があるため受入れ事業所がない	164人	2人
2. 医療的ケアに対応できる事業所がない	6人	8人
3. 障害者支援施設に空きがない	301人	15人
4. グループホームに空きがない	52人	1人
5. 保護者が障害児入所施設退所を拒否している	48人	3人
6. 職員のマンパワー不足	7人	0人
7. その他	92人	16人
8. 記載なし	36人	3人

3. 調査票3【都道府県・指定都市・児童相談所設置市票(別紙4、別紙5)】

(1) 都道府県等主催の障害福祉サービス等利用への移行に向けた連絡調整(会議等)の参加状況について【質問1】

図表 30〔福祉型〕(都道府県等数：n=27) ※複数回答

開催内容	実施数	参集者												合計
		1 自治体(都道府県)	2 自治体(市町村)	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援	12 その他	
1.情報共有 (既に20歳を超えている者)	5	3	4	3	2					3		3		18
2.情報共有 (これから18歳に到達する者)	44		19	37	40	11		4	12	31	11	24	3	192
3.体制整備 (既に20歳を超えている者)	2				2					1	1		1	5
4.体制整備 (これから18歳に到達する者)	16		5	14	11	3		8	4	7	5	10	3	70
5.ケースカンファレンス	37	2	26	32	31	6		10	5	31	7	25	5	180
6.その他	9	3	5	7	7	4	1	2	2	5	4	6	3	49
選択なし	2				1			1		1		1		4

図表 31〔医療型〕(都道府県等数：n=15) ※複数回答

開催内容	実施数	参集者											合計		
		1 自治体 (都道府県)	2 自治体 (市町村)	3 児童相談所	4 障害児入所施設関係者	5 障害者支援施設関係者	6 療養介護事業所関係者	7 共同生活援助事業所関係者	8 障害福祉サービス事業所関係者	9 学校	10 保護者	11 相談支援		12 その他	
1.情報共有 (既に20歳を超えている者)	0														0
2.情報共有 (これから18歳に到達する者)	4		2	4	3		1				1		1		12
3.体制整備 (既に20歳を超えている者)	0														0
4.体制整備 (これから18歳に到達する者)	2			2											2
5.ケースカンファレンス	9		4	4	6	2	3	1		2	3	3	1		29
6.その他	6	5	6	4	4	1	4	1	2	2		2			31
選択なし	1														0

① 開催頻度 (全体)

図表 32 (n=137)

(回数)

月1回	月4回 (毎週)	年1回	年2回	年3回	年4回	年5~7回	不定期 (随時)	回答なし
3	4	67	24	10	9	3	12	5

② 成果の有無 (全体)

図表 33 (n=137)

(件数)

あり	なし	回答なし
98	22	17

(2) 未移行者 (R3.1.31 時点) が 0～5 人未満の都道府県、指定都市で円滑に移行  
ができていない背景【質問 2 福祉型のみ回答】

図表 34 自由記述 (※一部を掲載)

児童入所施設に入所した早い時期から、児童の状態像の把握及び進路についてのすりあわせを施設と行うなど、児童本人や保護者の意向を確認しながら本人に適した成人施設に円滑に移行できるよう、各関係機関（市町村、生活保護、相談支援事業所等）と連携し対応している。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害児入所施設に入所している全ての児童に対し、児童が高校または高等部に入った年度から、3 年後の退所に向け児童相談所と施設が協議を行っている。</li><li>・ 高校 2 年生の時点より支援会議を行い、早めに情報共有と移行計画を立てていく。</li></ul>
円滑に移行ができていないわけではないが、障害児入所施設の設置法人が自法人内に GH 等を設置し受け皿づくりを行ってくれているため、現未移行者があまり発生していない。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内に福祉型障害児入所施設が 2 施設あるが、内 1 施設は障害者支援施設が併設されているため、「児」から「者」への移行が行いやすい。</li><li>・ 18 歳以上の対象者が少ないため。</li></ul>
対象者が少なく、そのほとんどが特別支援学校に在籍していることから、学校の進路担当による現場実習等を通して、本人やその保護者に移行先を具体的にイメージさせることができていない。そのため、関係者会議も円滑に行うことができるケースが多い。

(3) 18 歳以上 (いわゆる過齢児を含む) の移行に関する取り組みにおいて、円滑に  
移行調整が行われた事例【質問 3 自由記述 (※一部を掲載)】

① 個別事例

図表 35〔福祉型〕

受入先を県内の施設に限定せず、県外の施設も広く調整することにより移行ができたという事例がある。ただし、本人にとって縁もゆかりのない県外への移行を進めることについて批判的な意見もある。
早い段階より情報共有を行ってきたことで、過齢後も比較的早い段階で移行へ繋がった。
児童は、障害の状態と家庭の養育能力から家庭復帰や地域の障害者サービスの利用では安全な生活は送れないと判断し、福祉型障害児入所施設と市が連携し、早めに障害者支援施設を探した。

図表 36〔医療型〕

児童相談所や市町村の関係機関が連携・調整を図り移行することができた。
------------------------------------

全ての関係機関が集まり定期的なケースカンファレンスを行うことで情報の共有と方向性の確認を綿密に行うことができた。

各入所施設において、関係機関との連携会議を開催し、施設入所等の移行につなげている。

## ② 地域の整備体制

図表 37〔福祉型〕

市町村へ定期的な障害児入所受給者台帳名簿（過齢児の情報）を提供。

円滑な移行が可能となるように、区役所の地域福祉課（障害担当部署）への引き継ぎについて、児童が高校2年生時に保護者の同意を得て情報共有を行い、児童相談所の見立てや今後の支援についてカンファレンスを行っている。

18歳到達の重症心身障害児契約入所ケースについて、保護者と施設、地域の障害者支援担当窓口が移行について円滑に調整し、児童相談所は調整後に把握した事例。

図表 38〔医療型〕

市町村へ定期的な障害児入所受給者台帳名簿（過齢児の情報）を提供。

円滑な移行が可能となるように、区役所の地域福祉課（障害担当部署）への引き継ぎについて、児童が高校2年生時に保護者の同意を得て情報共有を行い、児童相談所の見立てや今後の支援についてカンファレンスを行っている。

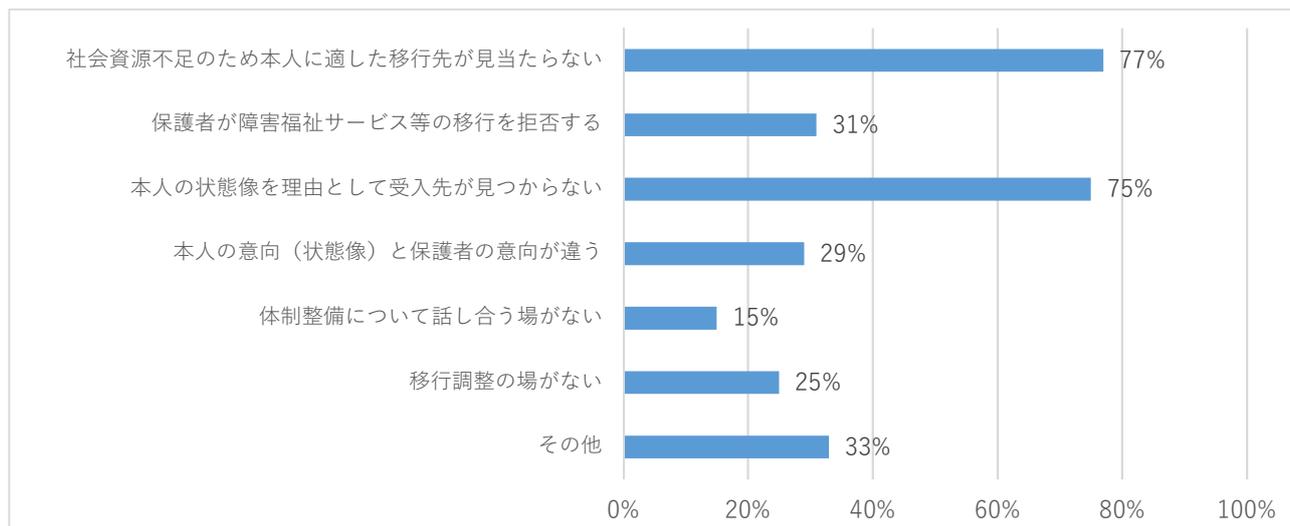
18歳到達の重症心身障害児契約入所ケースについて、保護者と施設、地域の障害者支援担当窓口が移行について円滑に調整し、児童相談所は調整後に把握した事例。

## （4） 18歳以上の移行を進める上での課題点【質問4※自由記述あり】

### 〔福祉型〕

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

図表 39 (都道府県等数：n=48) ※複数回答



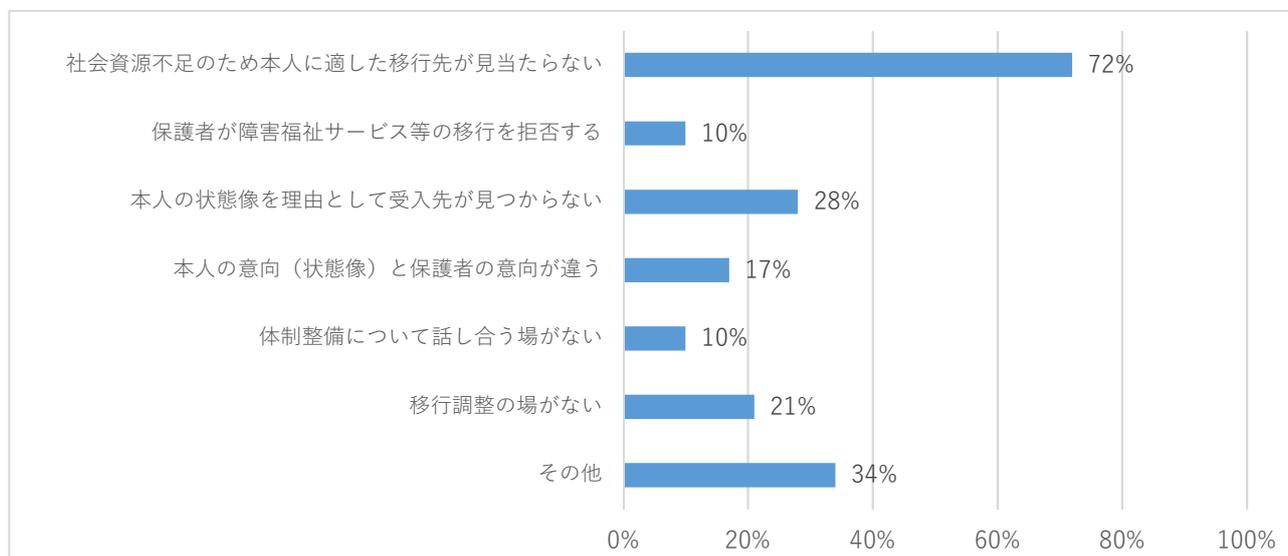
図表 40 自由記述 (※一部を掲載)

社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	県内の障害者支援施設入所待機者は、295人（R3.1.1時点）となっており、入所待機のために経過的入所を続けるというケースがほとんどを占める。また、県内の地域によっては、グループホーム等の移行資源が大変少ないエリアもある。一因として、地域によっては福祉人材の確保が難しいという現状がある。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	保護者の虐待等により施設入所している場合、保護者の了解を得られないがために必要な福祉サービスの利用につなげられないことがある。また、親子関係の調整をどの機関がするのか調整に苦慮する。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	強度行動障害のある重度の知的障害児の場合、受入れ可能な入所施設自体が少なく、空きがない状況である。また、虐待等で措置入所している障害児の場合は、家族との連携が難しく、移行調整が難航するケースがある。保護者に精神疾患や知的障害があるケースもあり、移行に関して理解を得られない場合もある。
本人の意向(状態像)と保護者の意向が違う	実質監護者と親権者(保護者)の意向が異なる場合、現状は親権者の意向を中心に本児の意向とあわせて調整しているが、18歳・成人になれば、本児の意向を中心に考えることになり(そもそも本児の意向確認が難しい場合が多い)、移行調整が困難になる。
体制整備について話し合う場がない	成人施設の入所コーディネートの機能が必要である。
移行調整の場がない	福祉型障害児入所施設の退所が迫られている過齢児の障害者支援施設入所希望者の実態を把握し、地域全体、県全体として調整し、課題の共有と具体的対応策の検討の場がない。現状では、個別ケースごとに、相談支援事業所、市町村、児童相談所のケースワークで対応している。
その他	当県の施設に入所している児童には、施設から隣接する特別支援学校に通っている児童がいる。この特別支援学校は専攻科までであるため、みなし規定がなくなると、在学中に20歳を迎える児童が施設から通うことができなくなる。当学校は立地的に自宅から通うことが困難であるため、在学中は施設への入所が延長できるように要望が挙げられている。

〔医療型〕

「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで「その他」、「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」の順で多くなっている。

図表 41（都道府県等数：n=29）※複数回答



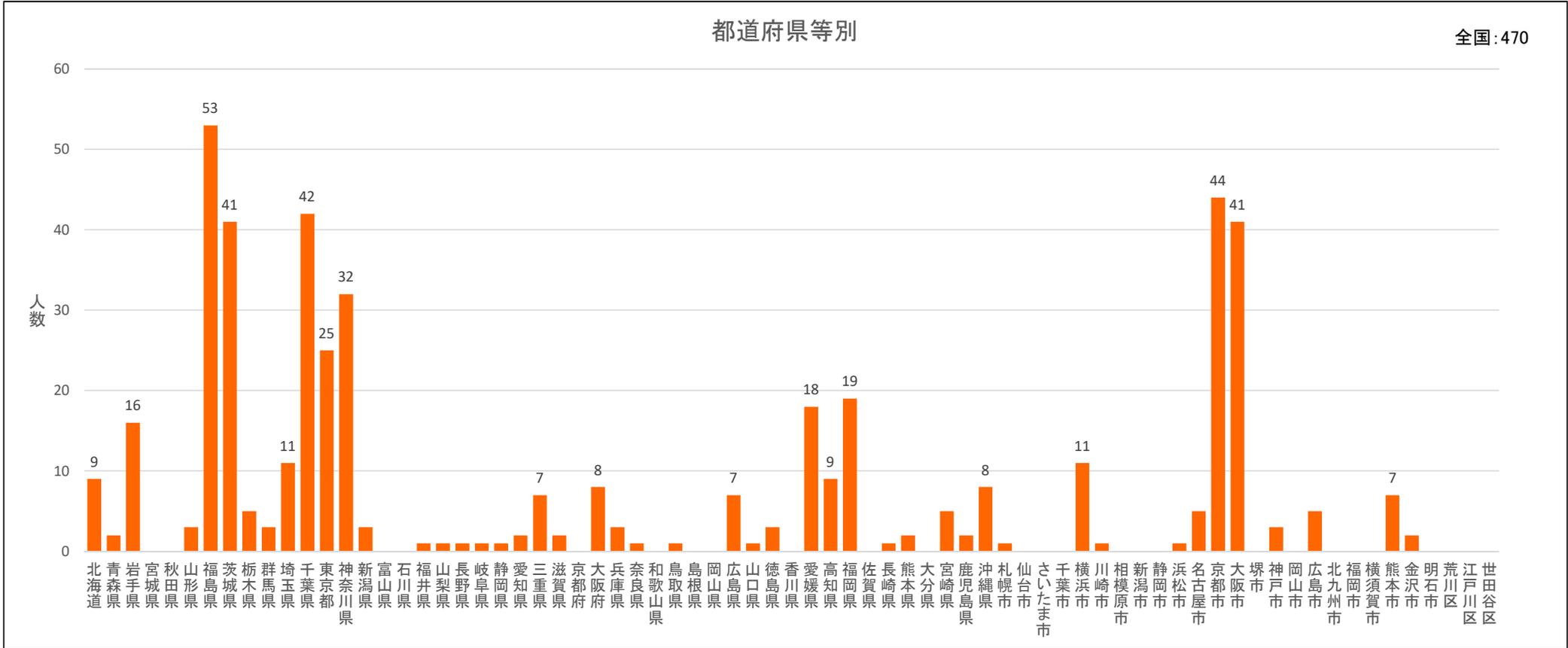
図表 42 自由記述（※一部を掲載）

社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	本人の医療的ケアの問題によりグループホームの受け入れを拒否されたり、看護師が24時間事業所に配置されていなく保護者が不安になることがあり、医療的ケアの整った重症心身障害者施設を希望するが、待機者が多く待機期間が長期化している。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	入所施設での生活が長く、他施設への移行への不安から家族が意向を拒否する。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	医療的ケアが必要な方を受け入れ可能な事業所が少ない。
本人の意向（状態像）と保護者の意向が違う	本人はグループホームに入居し事業所への通所を希望しているが、保護者は家庭への引き取りをする意向であり事業所への通所も難色を示している。家庭の事情等もあるため保護者の意向が優先され本人の意向を尊重することが難しい。
体制整備について話し合う場がない	高校卒業期に合わせた施設やグループホームへの移行が非常に困難。「すぐに入居できる利用者優先」の事業所が多く、卒業時期まで利用を待ってくれる事業所は少ない。どんなに早くグループホームを探し始めても「2～3ヶ月前にならないと決められない」という実情。これに対し、施設や学校は早期に入居予定のグループホームを確定して、そこから通える就労支援への体験実習をさせたい要望がある。グループホーム供給の実情と進路指導のミスマッチに困っている。施設退所者の入居先の早期確保の補助金を出すなどの対応ができないか。

<p>移行調整の場がない</p>	<p>契約入所の場合、児童相談所も必要に応じて保護者や施設等、関係機関への連絡を行っているが、移行については既に調整が進んでいる場合が多い。児童相談所と保護者、施設、地域の障害者支援担当との連携体制については、今後の課題である。</p>
<p>その他</p>	<p>従来の施設が特別支援学校高等部を卒業する前の移行を強く求めてくるため、卒業を待たず（退学して）次の施設に移行する現状がある。</p>

# 令和3年3月31日時点において18歳以上で、引き続き福祉型障害児入所施設を 継続利用する予定の者(療養介護利用者は除く)の状況

(注:施設所在地での人数のため、各都道府県等の給付・措置の人数とは一致はしない)



※移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※5名以下の都道府県は個人が特定される恐れがあるため、人数の記載は省略

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ













